

法律名	資源有効利用促進法
施行年	平成13年
目的	主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済み品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済み品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（第1条）
対象者	事業者、消費者、国・地方自治体（第4，5，6条）
規制対象事業規模	特にない
規制内容	<p>事業者に対しては、「その事業の実施やその建設工事の発注に際して再生資源を利用するよう努めること」「事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用された後に、その全部又は一部を再生資源として利用促進するよう努めること」「その事業又は建設工事に係る副産物の全部又は一部を再生資源として利用促進するよう努めること」（第4条）とあり、規制というより、支援となる法律。</p> <p>バイオマス事業においては、再生資源を原料として利用し副産物も利用するので、「再生資源を利用するよう努めること」「副産物の全部又は一部を再生資源として利用促進すること」は問題なくクリア。留意すべきは、工場・施設の新設・変更にあたって再生資源を使用したり、製造にあたって製品のリサイクルを考慮することである（パーティクルボードなどはリサイクルの可能性あり、それを表記するなどの工夫）</p> <p>資源の利用促進に必要な設備等の導入に対する金融、税制面での公的機関の助成措置もある。事業者等は、再生資源の利用促進に取り組むこととされているが、この努力を資金面等で国が助成することにより、再生資源の利用促進が図れるようするよう規定している（第6条）。</p>

	<p>助成内容としては、日本開発銀行、北海道東北開発公團沖縄振興開発公庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫等の政府系金融機関での低利融資等がある。また、税制面では、特別償却等の租税特別措置をはじめとして、再資源化の普及向上に関する業務を行う(有)クリーン・ジャパン・センターを特定公益増進法人として扱う等の制度がある。</p> <p>また、年生産量6万t以上の「紙・パルプ製造業」は特定省資源業種に指定され、副産物のリデュース、リサイクルが義務づけられており、製紙残差を原材料とするバイオマス事業には追い風である。そのほか、特定再利用業種として紙製造業のうち年生産量1万t以上の事業所、指定副産物事業者として電気業(石炭灰)のうち年間の電力供給量1億2000万KW時以上の事業所、建設業(木材等)のうち年間の建設工事の施工金額が50億円以上の事業所も同様。</p> <p>主務大臣は、特定省資源事業者の副産物の発生抑制等が著しく不十分であると認めるときは、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ、勧告に従わないときはその旨を公表することができる。(13条)特定省再利用業者の再生資源又は再生部品の利用が著しく不十分である場合(17条)、指定副産物事業者の再生資源の利用の促進が著しく不十分である場合(36条)も同様。</p>
備考	バイオマス事業者自身も、その製品のリサイクルや、工場施設・設備整備に際しての再生品の利用を図る必要あり。 また助成制度を活用することも重要。
資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、マーケティング
関連法	食品リサイクル法、建設リサイクル法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法